

お知らせ

夜間納税相談 ～市役所～

（市県民税・固定資産税・軽自動車税）

6月25日(水) 17:00～19:00
収税課（3階） ☎55-2730

平成20年度 農用地除外申請を受け付けます

農政課 ☎55-2781

受付期間 6月17日～30日（土・日
曜日を除く）

受付場所 農政課（市役所5階）

除外対象 農家住宅用地、農業用施設
用地、公共事業に伴う住
居移転など

※受付期間前に、必ず農用地除外申
請の相談をしてください。

第58回 社会を明るくする運動 ～7月は強調月間です～

福祉総務課 ☎55-2757

犯罪や非行を防止し、罪を犯した
人や非行をした少年の更生を支え、
人々が支え合って生きていく明るい
地域づくりを推進します。

★街頭啓発の実施日程

とき 7月1日(火) 17:30～

ところ JR富士駅前、西友富士今泉
店、ザ・コンボ富士厚原店、
ユニー吉原店

6月の一斉防疫 (希望した町内のみ実施)

環境総務課 ☎55-2768

日	午 前	午 後
19日(木)	鮫島、江川	中丸丘、田子
20日(金)	宮島新田	前田、下川成
23日(月)	前田新田、助六	靖国町
24日(火)	上五貫島、下五貫島	三四軒屋
25日(水)	千鳥町、富士見ヶ丘、 浜添	自由ヶ丘
26日(木)	伝法町2	伝法町1
27日(金)	日乃出町、中村町	瓜島
30日(月)	吉原上中町	田端町、中桁、 長者町
7月1日(火)	富士見台1、富士見台2南、 富士見台2北	富士見台3、富士見台4東、 富士見台4西、富士見台5
2日(水)	富士見台6・7	富士見台8、 鵜無ヶ淵町1
3日(木)	陽光台南、陽光台西、 陽光台東	桑崎町、石井町、 鵜無ヶ淵町2
4日(金)	今宮	今宮

イキイキ再就職を目指すあなたへ 再就職希望者支援事業

商業労政課 ☎55-2778

再就職準備を支援します。

対 象 妊娠・出産・育児・介護の
ために退職し、将来再就職を希望
し、事業への登録をした人

内 容

- 再就職に役立つ情報誌「Re・Be」の送付
 - 再就職準備セミナーへの参加
 - 再就職についての個別相談 など
- ※登録、セミナー受講は無料です。

問い合わせ

（財）21世紀職業財団静岡事務所

☎054-205-2050 ☎054-205-2100

児童手当の現況届を 提出してください

子育て支援課 ☎55-2738

児童手当を受給している人は、毎
年6月に、養育の状況や前年の所得
などについて届け出ることが必要で
す。6月17日ごろに、届け出用紙と
届け出上の注意事項を郵送します。
ご確認の上、証明書などの必要書類
もあわせて提出してください。

受付期間 6月19日～30日（土・日
曜日を除く）

受付場所 市役所2階市民ホール

※6月10日(火)に6月期の手当を、指
定された口座に振り込みます。ご
確認ください。

母子家庭等医療費助成制度の 手続きをしてください

子育て支援課 ☎55-2738

対 象 次のすべてに該当する家庭
★母子・父子家庭、両親のいない家
庭、配偶者に重度の障害がある家
庭（障害者手帳または障害年金証
書を持参）

★20歳未満（7月1日時点）の児童
を扶養していること

★平成19年中の所得に所得税が課せ
られていないこと

手続方法 6月25日～30日（土・日
曜日を除く）に、申請書（市
から郵送）、印鑑、健康保
険証（対象者全員分）、申
請者名義の預金通帳（ゆう
ちょ銀行のものを除く）を
持参し、子育て支援課へ

※現在受給者証を持っている人も、
必ず手続をしてください。

ご存じですか!? 検察審査会

選挙管理委員会 ☎55-2879

「交通事故、詐欺、おどしなどの
犯罪の被害に遭い、警察や検察庁に
訴えたが、検察官が事件を起訴して
くれない」このような不満を持つ人
のために、検察審査会があります。
ぜひお気軽にご相談ください。

費 用 無料 ※秘密は厳守します。

問い合わせ 沼津検察審査会事務局
（静岡地方裁判所沼津支部内）

☎055-931-6000

固定資産税（家屋）の減額が 受けられます

資産税課 ☎55-2744

★熱損失防止（省エネ）改修工事の減額

減額期間 工事完了の翌年度分のみ
改修時期 平成20年4月1日～平成
22年3月31日の期間

対象住宅 平成20年1月1日以前に
建てられた住宅

★耐震改修工事の減額

減額期間 最長3年間

対象住宅 昭和57年1月1日以前に
建てられた住宅

★バリアフリー改修工事の減額

減額期間 工事完了の翌年度分のみ
改修時期 平成19年4月1日～平成
22年3月31日の期間

対象住宅 65歳以上の人、要介護も
しくは要支援の認定を受け
ている人または障害者が居
住する、平成19年1月1日
以前に建てられた住宅

★新築住宅の減額（対象となる住宅は 現場調査時に調査員が説明します）

減額期間

- ・新築した年の翌年度から3年度分
- ・新築した年の翌年度から5年度分
（3階建て以上の中高層耐火住宅など）

※減額が可能かどうか、詳しくは資
産税課までお問い合わせください。
なお、改修工事の減額は、改修工
事完了後3か月以内に申請が必要
です。

市役所食堂 閉店のお知らせ

庁舎1階の食堂は、庁舎耐震工
事の実施に伴い、6月30日(月)をもっ
て閉店します。

人事課 ☎55-2713